

熊本市公報

第 1393 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局総務厚生課
発行日 毎月 15 日・末日

目 次 告 示

○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 1 号）	3
○放置自転車の移動及び返還（告示第 2 号）	3
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 3 号）	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス事業者の指定（告示第 4 号）	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（告示第 5 号）	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス事業者の指定（告示第 6 号）	5
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の廃止告示の訂正（告示第 8 号）	5
○放置自転車の移動及び返還（告示第 9 号）	6
○地縁による団体の認可（告示第 10 号）	6
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の廃止（告示第 13 号）	7
○町の変更（告示第 14 号）	7
○町及び字の区域変更（告示第 15 号）	10
○町の区域変更及び字の廃止（告示第 16 号）	18
○町及び字の区域変更（告示第 17 号）	19
○住居表示の方法及び街区符号並びに住居番号の決定（告示第 18 号）	19
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の廃止（告示第 20 号）	20
○平成 26 年度市県民税納税通知書の公示送達（告示第 21 号）	20
○放置自転車の売却等（告示第 22 号）	20
○平成 26 年度国民健康保険料督促状の公示送達（告示第 23 号）	20
○平成 26 年度介護保険料督促状の公示送達（告示第 24 号）	21
○平成 26 年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達（告示第 25 号）	21
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 27 号）	21
○平成 26 年度介護保険料納付通知書の公示送達（告示第 30 号）	22
○平成 26 年度国民健康保険料納付通知書の公示送達（告示第 32 号）	22

公 告

○熊本都市計画事業田井島南土地区画整理事業書類の送付に代えての掲示の修正（公告第 3 号）……………	22
○農業振興地域整備計画の変更（公告第 9 号）……………	23
○開発行為に関する工事の完了（公告第 10 号）……………	23
○都市公園の供用開始（公告第 11 号）……………	23
○開発行為に関する工事の完了（公告第 17 号）……………	24
○開発行為に関する工事の完了（公告第 19 号）……………	24
○開発行為に関する工事の完了（公告第 20 号）……………	24
○開発行為に関する工事の完了（公告第 22 号）……………	25
○開発行為に関する工事の完了（公告第 23 号）……………	25
○開発行為に関する工事の完了（公告第 24 号）……………	25
○道路位置の廃止（公告第 25 号）……………	25
○道路位置の指定（公告第 26 号）……………	26
○平成 26 年度熊本市農用地利用集積計画の策定及び縦覧（公告第 27 号）……………	26
○開発行為に関する工事の完了（公告第 31 号）……………	26
○開発行為に関する工事の完了（公告第 32 号）……………	27
○開発行為に関する工事の完了（公告第 33 号）……………	27
○開発行為に関する工事の完了（公告第 34 号）……………	27
中 央 区	
○住民票の職権消除（中央区告示第 1 号）……………	28
南 区	
○住民票の職権消除（南区告示第 1 号）……………	28
上下水道局	
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（上下水道局告示第 1 号）……………	28
○給水装置工事業の廃止（上下水道局告示第 2 号）……………	29
○指定給水装置工事業業者の指定（上下水道局告示第 3 号）……………	29
教育委員会	
○熊本市教職員住宅管理規則を廃止する規則（教委規則第 1 号）……………	30

告 示

告示 第 1 号

平成 27 年 1 月 5 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 大西 一史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4360190 815	訪問看護ステーション奏 熊本市南区近見一丁目 3 番 1 号池永ビル 504 号	合同会社 訪問看護ステーション奏 熊本市南区近見一丁目 3 番 1 号池永ビル 504 号 代表社員 松永 忍	平成 27 年 1 月 1 日	訪問看護
4360190 815	訪問看護ステーション奏 熊本市南区近見一丁目 3 番 1 号池永ビル 504 号	合同会社 訪問看護ステーション奏 熊本市南区近見一丁目 3 番 1 号池永ビル 504 号 代表社員 松永 忍	平成 27 年 1 月 1 日	介護予防訪問看護

告示 第 2 号

平成 27 年 1 月 5 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

- ア 平成 26 年 12 月 1 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、辛島エリア、水道町エリア、並木坂エリア
- イ 平成 26 年 12 月 2 日 手取エリア、上通りエリア
- ウ 平成 26 年 12 月 3 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア
- エ 平成 26 年 12 月 5 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、並木坂エリア、北区池田三丁目 23
- オ 平成 26 年 12 月 8 日 手取エリア、新市街エリア、辛島エリア
- カ 平成 26 年 12 月 9 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、中央区水前寺一丁目 18
- キ 平成 26 年 12 月 11 日 手取エリア、新市街エリア、中央区京町本丁 7、東区上南部町一丁目 10
- ク 平成 26 年 12 月 12 日 熊本駅高架下南側駐輪場、熊本駅高架下北側駐輪場、熊本駅駐輪場、上通りエリア、西区春日二丁目 2
- ケ 平成 26 年 12 月 15 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、水道町エリア、中央区水道町 7
- コ 平成 26 年 12 月 16 日 西区春日三丁目熊本駅前、南区近見四丁目 5
- サ 平成 26 年 12 月 17 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、水道町エリア、並木坂エリア

シ 平成 26 年 1 月 19 日 熊本駅前輪場、西区上熊本二丁目 18

- (2) 保管の場所 平成自転車保管所
 (3) 保管の期間 平成 27 年 4 月 5 日まで

2 移動・保管台数

自転車 161 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 1 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話 096-364-3910）

熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告 示 第 3 号

平成 27 年 1 月 5 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービス の種類
4360190 823	訪問看護ステーションふきのとう 熊本市東区下南部二丁目 15-11	有限会社 リビング・ウィル・サポート 熊本市東区下南部二丁目 15-11 代表取締役 坂田 和也	平成 26 年 12 月 26 日	訪問看護
4360190 823	訪問看護ステーションふきのとう 熊本市東区下南部二丁目 15-11	有限会社 リビング・ウィル・サポート 熊本市東区下南部二丁目 15-11 代表取締役 坂田 和也	平成 26 年 12 月 26 日	介護予防 訪問看護

告 示 第 4 号

平成 27 年 1 月 5 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 事業所の名称及び所在地

ヘルパーステーションサンフラワー

熊本市南区城南町隈庄 422

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

合同会社 サンスマイル

熊本市南区野田二丁目 9 番 1 2 号

松本 由美

3 指定年月日

平成 27 年 1 月 1 日

4 障害福祉サービスの種類

同行援護

5 主たる対象とする障害の種類

特定なし

告 示 第 5 号

平成 27 年 1 月 5 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第 69 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大 西 一 史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	えのきづ薬局	熊本市南区富合町榎津 1 2 0 1 - 2	平成 27 年 1 月 1 日 ～ 平成 32 年 12 月 31 日

告 示 第 6 号

平成 27 年 1 月 5 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 事業所の名称及び所在地

城南学園グループホーム事業所

熊本市南区城南町藤山 1 2 7 6 番地 2

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

社会福祉法人慶信会

熊本市南区城南町藤山 1 2 7 6 番地 2 甲斐 孝子

3 指定年月日

平成 27 年 1 月 5 日

4 障害福祉サービスの種類

共同生活援助

5 主たる対象とする障害の種類

知的障害者

告 示 第 8 号

平成 27 年 1 月 6 日

平成 26 年 11 月 14 日付け告示第 787 号において告示した「介護保険法による訪問介護及び介護予防訪問介護事業の廃止」について、次のとおり訂正する。

熊本市長 大 西 一 史

訂正項目	正	誤
廃止年月日	平成26年12月31日	平成26年12月1日

告 示 第 9 号

平成 27 年 1 月 6 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年条例第31号）第12条、第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第14条第1項及び第16条第2項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 自転車放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間
 - (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所
 - ア 平成26年12月25日 健軍変電所前駐輪場
 - (2) 保管の場所 平成自転車保管所
 - (3) 保管の期間 平成27年4月6日まで
- 2 移動・保管台数

自転車 1台
- 3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで
午前10時から午後4時30分まで
日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。
- 4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。
- 5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話 096-364-3910）
熊本市中央区平成二丁目235番（平成跨線橋下）

告 示 第 10 号

平成 27 年 1 月 6 日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、次のとおり地縁による団体を認可したので、同条第10項の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 名称

田迎南校区田井島（第1町内）自治会
- 2 規約に定める目的

本会は、地域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

 - (1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。
 - (2) 区域内の美化、清掃等の環境整備に関すること。
 - (3) 集会施設その他の財産の維持管理に関すること。
 - (4) 福利、厚生に関すること。
 - (5) 交通安全、防犯、防火等に関すること。
 - (6) その他目的達成に必要なこと。

3 区域

本会の区域は、熊本市南区田迎町田井島 2 2 1 番地から 7 7 3 番地まで、熊本市南区田井島一丁目 1 番 1 号から田井島三丁目までの全域、熊本市南区出仲間八丁目 2 番及び出仲間八丁目 5 番、熊本市南区良町一丁目 1 番 1 号及び良町一丁目 2 1 3 - 1 の区域とする。

4 事務所

本会の主たる事務所は、会長宅に置く。

5 代表者の氏名及び住所

有田 秀雄

熊本市南区田井島二丁目 8 番 6 7 号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無し

7 代理人の有無

無し

8 解散の事由

地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 の規定により解散する。また、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

平成 2 6 年 1 2 月 2 4 日

告 示 第 1 3 号

平成 2 7 年 1 月 7 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 9 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	廃止年月日	サービスの 種類
4 3 7 0 1 0 3 1 6 2	I O B 訪問介護事業所 熊本市中央区北千反畑 5 - 1 3 メゾンドあい 3 0 8	特定非営利活動法人 I O B スポーツ推 進事業団 熊本市中央区水前寺三丁目 4 4 - 3 4 理事長 福島 貴志	平成 2 7 年 1 月 3 1 日	訪問介護 介護予防訪 問介護

告 示 第 1 4 号

平成 2 7 年 1 月 7 日

熊本市の町の名称について、植木町及び城南町合併特例区の設置期間の満了に伴い、各々の特例区の名称を各々の町名に付すように変更することとしたため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 2 項の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 変更調書

変更前の町	変更後の町
鏡田	植木町鏡田
有泉	植木町有泉

石川	植木町石川
伊知坊	植木町伊知坊
今藤	植木町今藤
岩野	植木町岩野
植木	植木町植木
上古閑	植木町上古閑
後古閑	植木町後古閑
内	植木町内
円台寺	植木町円台寺
大井	植木町大井
荻迫	植木町荻迫
小野	植木町小野
亀甲	植木町亀甲
木留	植木町木留
清水	植木町清水
鞍掛	植木町鞍掛
古閑	植木町古閑
色出	植木町色出
正清	植木町正清
鈴麦	植木町鈴麦
大和	植木町大和
田底	植木町田底
滴水	植木町滴水
轟	植木町轟
富応	植木町富応

豊岡	植木町豊岡
豊田	植木町豊田
投刀塚	植木町投刀塚
那知	植木町那知
一木	植木町一木
平井	植木町平井
平野	植木町平野
平原	植木町平原
広住	植木町広住
舟島	植木町舟島
辺田野	植木町辺田野
味取	植木町味取
宮原	植木町宮原
舞尾	植木町舞尾
山本	植木町山本
米塚	植木町米塚
赤見	城南町赤見
阿高	城南町阿高
碓	城南町碓
出水	城南町出水
今吉野	城南町今吉野
隈庄	城南町隈庄
坂野	城南町坂野
さんさん一丁目	城南町さんさん一丁目
さんさん二丁目	城南町さんさん二丁目

沈目	城南町沈目
島田	城南町島田
下宮地	城南町下宮地
陳内	城南町陳内
高	城南町高
千町	城南町千町
築地	城南町築地
塚原	城南町塚原
永	城南町永
丹生宮	城南町丹生宮
東阿高	城南町東阿高
藤山	城南町藤山
舞原	城南町舞原
宮地	城南町宮地
六田	城南町六田
鰐瀬	城南町鰐瀬

2 変更年月日

平成 27 年 3 月 23 日

告 示 第 1 5 号

平成 27 年 1 月 7 日

熊本市の町及び字の区域について、南尾迫地区経営体育成基盤整備事業の施行に伴い、次のとおり変更することとしたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

変更調書

変更前の町	変更前の字	区域	変更後の町	変更後の字
辺田野	桐木	637の1の一部、638の1の一部	辺田野	山海道
辺田野	桜木	152の2、153の2	辺田野	山海道

辺田野	山海道	619の1の一部、619の2の一部、620の1の一部、620の2の一部、628の一部、 ⁶²⁹ の一部、631の一部、 ⁶³⁰ の一部、633の一部、634の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	辺田野	桐木
辺田野	四反畑	360の2	辺田野	嶮南平
辺田野	御馬下道	419の一部	辺田野	嶮南平
辺田野	御馬下道	419の一部	辺田野	嶮北平
辺田野	嶮南平	515から518までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	辺田野	嶮北平
辺田野	東谷	503の一部、504の一部、505から512まで及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	辺田野	嶮南平
鑑田	久福神	239の一部、241、242の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部	辺田野	嶮南平
鑑田	榎ノ本	236から238までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	辺田野	嶮南平
辺田野	嶮北平	492の一部、493の1の一部	辺田野	嶮南平
太郎迫町	尾迫	778の一部、779の一部、780、781、782の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	辺田野	嶮南平
万楽寺町	出口	15の1の一部、15の3の一部、16の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	辺田野	嶮南平
太郎迫町	露込	742の一部、744の一部、745の一部、746、747の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	辺田野	嶮南平
辺田野	東谷	500から502まで、503の一部、504の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	辺田野	嶮北平

鑑田	久福神	242の一部、243、244の一部、245の一部、246、247の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	辺田野	峠北平
鑑田	榊ノ本	210の一部、213の一部、233の一部、234の一部、235、236の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	辺田野	峠北平
辺田野	御馬下道	419の一部	鑑田	久福神
鑑田	榊ノ本	233の一部、234の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	鑑田	久福神
鑑田	中ノ尾	388から390までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	鑑田	久福神
辺田野	御馬下道	419の一部	鑑田	桐木迫
鑑田	久福神	259から261まで、263の1から263の3まで、264、265、266の一部、267、268、270、271及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	鑑田	桐木迫
鑑田	腹仏長	474の1、474の2、475の2	鑑田	迫
鑑田	中ノ尾	337、342の1、342の3に隣接する道路である公有地の一部	鑑田	迫
鑑田	迫	402の一部、404、405の1、405の2、406の1、406の2、407の1、407の2、408の1、408の2、409から411まで、412の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部	鑑田	中ノ尾
鑑田	受地	196の一部及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに185、187、195に隣接する道路である公有地の全部	鑑田	中ノ尾

鑑田	櫛ノ本	220の一部、223の一部、 224の1の一部及びこれらの 区域に隣接する道路である 公有地の全部	鑑田	中ノ尾
鑑田	中ノ尾	389から391までの各一 部、392、400の一部	鑑田	櫛ノ本
鑑田	迫	402の一部及びこの区域に 隣接する道路である公有地の 全部	鑑田	櫛ノ本
鑑田	受地	196の一部、200から20 3までの各一部、204及びこ れらの区域に隣接する道路で ある公有地の全部	鑑田	櫛ノ本
北迫町	請地	674の一部、675の一部、 676から679まで、680 の一部及びこれらの区域に隣 接する道路である公有地の全 部	鑑田	櫛ノ本
太郎迫町	尾迫	825の1の一部、825の2 の一部、826から830まで の各一部及びこれらの区域に 隣接する道路である公有地の 一部	鑑田	櫛ノ本
鑑田	櫛ノ本	207の一部、208の一部、 210の一部、237の一部、 238の一部及びこれらの区 域に隣接する道路である公有 地の全部	太郎迫町	尾迫
鑑田	久福神	239の一部	太郎迫町	尾迫
北迫町	西ノ原	683の一部、684から68 8まで、689の一部、711 の一部、712、713から7 15までの各一部、716から 720まで、721の1、72 1の2、722の1、723の 1、724の1、725の1の 一部及びこれらの区域に隣接 介在する道路である公有地の 全部	太郎迫町	尾迫
北迫町	立野原	752の1の一部、752の2、 766の1の一部、766の2 の一部及びこれらの区域に隣 接介在する道路、水路である公 有地の全部	太郎迫町	尾迫

太郎迫町	露込	758の一部、760の1の一部、761の1の一部、762の1の一部、763、764の1から764の3までの各一部、765から767までの各一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部	太郎迫町	尾迫
太郎迫町	南尾迫	854の一部、856の一部、857の1、857の2、858、859の1から859の3まで、860の一部、861、862の一部、863の一部、864、865の1、865の2、866、867の1から867の3まで、又868、868の1から868の3まで、869、870の1、870の2、871の1、871の2、872、873の1から873の4まで、874から883まで、884の1、884の2、885、886の1から886の3まで、887、888の1、888の2、889の1から889の3まで、890の1から890の3まで、891の1、891の2、892の1、892の2、893の1の一部、893の2の一部、901の1の一部、901の2の一部、902の1の一部、902の2の一部、902の3、903の1の一部、903の2の一部、904の一部、905の一部、906、907の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	太郎迫町	尾迫
辺田野	嶮南平	524の一部、525の1の一部、525の2の一部、526の1の一部、526の3の一部、533の一部、534の一部、535、536、537の一部、549の一部、550の一部、551から555まで、556の1の一部、556の2	万楽寺町	出口

		の一部、557の一部、559の一部、579の2の一部、581の1の一部、586の1の一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部		
太郎迫町	露込	729の4の一部、730の1の一部、731の1から731の3までの各一部、732の1、732の2、732の3の一部、732の4の一部、732の5から732の8まで、734の1の一部、735の一部、736から740まで、741の一部、742の一部、744の一部、745の一部、747の一部、748、752から754まで、755の一部、766の一部、767の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	万楽寺町	出口
太郎迫町	尾迫	774の一部、779の一部及び773これらの区域に隣接する道路である公有地の全部	万楽寺町	出口
万楽寺町	出口	5の一部、7の1の一部、7の2、7の3、8の1の一部、8の2、8の3、11の2の一部、12の1、12の2、12の3の一部、13の3の一部、13の4、14の1の一部、14の3の一部、15の1の一部、17の1の一部、18の1の一部、19の1、20、21の1、22の1、22の2の一部、23の1、23の2の一部、23の3の一部、24から26まで、27の1、35の1、37の1	太郎迫町	露込
太郎迫町	垣ノ内	580の2、580の3	太郎迫町	露込
太郎迫町	露込	760の1の一部、760の3の一部、761の1の一部、761の3、762の1の一部、762の3	太郎迫町	南尾迫

太郎迫町	大原	537の2から537の4まで、538の2、538の3、538の5、541の2、541の3、541の5、542の1、542の3から542の7まで、548の2、548の3、549の2から549の5まで、550の2から550の4まで、564の2から564の4まで、565の2から565の4まで、566の2から566の4まで、579の2から579の4まで及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	太郎迫町	南尾迫
立福寺町	瀬戸口	1の3、1の4、2の3、2の4、26の2から26の4まで、27の2、27の3及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部並びに38の2に隣接する道路、水路である公有地の一部	太郎迫町	南尾迫
北迫町	立野原	803の一部、806から808までの各一部、809から814まで、815から817までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	太郎迫町	南尾迫
北迫町	天神迫	937から942までの各一部、943から949まで、950の1、950の2、951の1、951の2、952の1から952の3まで、953、956及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	太郎迫町	南尾迫
北迫町	立野原	817の一部及びこの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに字天神迫915の1から915の6まで、927の2から927の4まで、931、932に隣接する字立野原の水路である公有地の全部	北迫町	天神迫

北迫町	天神迫	932の一部、936の一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部	北迫町	立野原
太郎迫町	南尾迫	850から852まで、853の一部、854の一部、860の一部、862の一部、863の一部、895の一部	北迫町	立野原
太郎迫町	尾迫	845の2の一部、847の2の一部、848の一部、849及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	北迫町	立野原
北迫町	図形	602	北迫町	立野原
鑑田	受地	192から194まで、196の一部、197の1、197の2、198、199、200から203までの各一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部	北迫町	西ノ原
北迫町	請地	656から660までの各一部、661から673まで、674の一部、675の一部、680の一部、681及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	北迫町	西ノ原
太郎迫町	尾迫	830の一部、831の1、831の2の一部、831の3、832の一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の一部	北迫町	西ノ原
北迫町	西ノ原	697から699までの各一部、701の一部、702の一部、703の1の一部	北迫町	請地
鑑田	沖	170の一部、171の1の一部、171の2の一部、175の一部	北迫町	請地
北迫町	請地	622の1の一部、623の一部、638の一部、640から642までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部並びに636地先の道路である公有地の一部	鑑田	沖
鑑田	受地	177、178の一部、180から182まで	鑑田	沖

鑑田	沖	151の一部、153、154の一部、158の一部、159、160の1の一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部	鑑田	辻
北迫町	上り口	250の一部及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに251地先の道路である公有地の一部	鑑田	南原
北迫町	舞足	215の一部、243から247までの各一部、248、249の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	鑑田	南原
鑑田	南原	75の一部、76の一部、79の一部、80の一部	北迫町	上り口
北迫町	筒井	331及びこの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに字上り口282から284まで、309から317まで、328、329に隣接する字筒井の道路である公有地の全部	北迫町	上り口
北迫町	舞足	243の一部、244の一部、249の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに221の1、238に隣接する道路である公有地の全部	北迫町	上り口

告 示 第 1 6 号

平成 27 年 1 月 7 日

平成 27 年 3 月 12 日から、熊本市の別図 1 に示す町の区域を別図 2 に示すとおり変更し、及びこれにより中松尾町から松尾一丁目に編入される区域に含まれる区域内に存在する字の区域を廃止することとなったため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 松尾一丁目に編入する区域図
西区中松尾町地域
 - (1) 現町界町名 別図 1 のとおり（登載省略）
 - (2) 新町界町名 別図 2 のとおり（登載省略）
- 2 変更調書

変更前 の町	変更前 の字	区 域	変更後 の町
-----------	-----------	-----	-----------

中松尾町	閑通	1648の1から1648の14まで、1648の19から1648の22まで、1649の1、1649の2、1650の1から1650の3まで、1651、1652の1から1652の8まで、1653の1から1653の4まで、1654の1、1654の2、1655の1から1655の4まで、1656から1658まで、1659の1、1668の1、1668の2、1672、1673の1、1673の2、1674の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	松尾一丁目
------	----	--	-------

告 示 第 1 7 号

平成 27 年 1 月 7 日

熊本市の町及び字の区域について、次のとおり変更することとしたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

変更調書

変更前の町	変更前の字	区域	変更後の町	変更後の字
泗水町 南田島	佐野田	全域	植木町 平井	佐野河原

告 示 第 1 8 号

平成 27 年 1 月 7 日

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号及び住居番号を定めたので、同法第3条第3項の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 住居表示を実施する区域
西区中松尾町地域 詳細は別図のとおり（登載省略）
- 2 住居表示を実施する期日
平成27年3月12日
- 3 住居表示の方法
街区方式
- 4 街区符号及び住居番号

町名	街区符号	起点	～	終点
松尾一丁目	21	1	～	41
	22	1	～	36

告 示 第 2 0 号

平成 2 7 年 1 月 8 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの 種類
4 3 7 0 1 0 2 5 3 7	訪問入浴サービス湧心苑 熊本市中央区出水一丁目 4 番 2 1 号	医療法人社団藤榮会 熊本市中央区出水一丁目 5 番 3 8 号 理事長 末藤 榮一	平成 2 7 年 1 月 3 1 日	訪問入浴介 護 介護予防訪 問入浴介護

告 示 第 2 1 号

平成 2 7 年 1 月 9 日

平成 2 6 年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

該当年度	税 目	期別	指定納期限	住所及び氏名（登載省略）
平成 2 6	市県民税	4 期	平成 2 7 年 2 月 2 日	4 人

告 示 第 2 2 号

平成 2 7 年 1 月 9 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 6 0 年条例第 3 1 号）第 1 2 条、第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 1 4 条第 2 項及び第 1 6 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 6 1 年規則第 7 号）第 1 8 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 1 7 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成 2 7 年 1 月 9 日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 1 3 3 台

告 示 第 2 3 号

平成 2 7 年 1 月 9 日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 26 年度	11 月期	430 人
	10 月期	19 人
	8 月期	1 人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 27 年 1 月 19 日

告 示 第 2 4 号

平成 27 年 1 月 9 日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 26 年度	11 月期	150 人
	10 月期	6 人

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 27 年 1 月 19 日

告 示 第 2 5 号

平成 27 年 1 月 9 日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 26 年度	11 月期	12 人

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 27 年 1 月 19 日

告 示 第 2 7 号

平成 27 年 1 月 13 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 団体の名称
万楽寺町自治会
- 2 変更があった事項及びその内容

(1) 名称

「万楽寺町自治会」を「西里校区第8町内（万楽寺町）自治会」に改める。

(2) 区域

「熊本市万楽寺町4 1 番地2から同町8 5 2番地及び熊本市太郎迫町5 8 5番地1から同町9 0 8番地5までの区域とする。」を「熊本市北区万楽寺町3 9 - 1から9 5 9番地及び北区太郎迫町5 8 5 - 1から1 0 8 0番地の区域とする。」に改める。

(3) 事務所の所在地

「熊本市万楽寺町9 5 9番地」を「熊本市北区万楽寺町9 5 9番地（万楽寺町公民館）」に改める。

告 示 第 3 0 号

平成 2 7 年 1 月 1 4 日

平成 2 6 年度介護保険料納付通知書（普通徴収）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年 度	料 目	期 別	納 期 限	備 考
平成 2 6 年度	介護保険料	1 2 月期	平成 2 7 年 2 月 2 日	公示送達者 1 2 人 (登載省略)
		1 月期	平成 2 7 年 2 月 2 日	
		2 月期	平成 2 7 年 3 月 2 日	
		3 月期	平成 2 7 年 3 月 3 1 日	

告 示 第 3 2 号

平成 2 7 年 1 月 1 5 日

平成 2 6 年度国民健康保険料納付通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明で書類を送達することができないため、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該書類は熊本市健康福祉子ども局国保年金課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

2 0 人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 2 7 年 2 月 2 日

公 告

公 告 第 3 号

平成 2 7 年 1 月 6 日

平成 2 6 年 1 2 月 2 2 日付けで公告した「熊本都市計画事業田井島南土地区画整理事業の書類送付に代えての掲示」について、次のとおり修正があるので公告する。

熊本市長 大 西 一 史

公告本文のうち

「その内容が熊本県熊本市南区田井島三丁目 8 番地 1 号にある組合事務所に掲示されている。」
を
「その内容が熊本県熊本市南区田井島三丁目 4 1 0 番地所在の掲示板に掲示されている。」
に修正する。

尚、この公告により、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 77 条第 5 項後段に規定する
公告日を、平成 27 年 1 月 6 日とする。

公 告 第 9 号

平成 27 年 1 月 7 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく熊本農業振興地域整備計画の一部を次のとおり変更したので、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次の場所において縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

1 変更内容

番号	変更した土地の所在	面積 (a)	変更理由
1	熊本市西区河内町河内字柴尾 4 6 4 - 9 3	0. 9 2	農地を農業用施設用地（農作業準備休養施設に用途区分変更

2 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課
熊本市中央区役所総務企画課
熊本市東区役所農業振興課
熊本市西区役所農業振興課
熊本市南区役所農業振興課
熊本市北区役所農業振興課

公 告 第 1 0 号

平成 27 年 1 月 7 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区植木町轟字立花木 2 4 9 9 番 1
4 3 1. 0 3 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区植木町轟
氏名 登載省略

公 告 第 1 1 号

平成 27 年 1 月 7 日

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のように都市公園の供用を開始するので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局東部土木センター総務課において一般の縦

覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

1 名称及び位置

名 称		位 置
番 号	公 園 名	
2・678	重富住吉公園	熊本市東区画図町大字重富字住吉57番4

2 供用開始の期日

平成27年1月7日

公 告 第 1 7 号

平成27年1月9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区出仲間二丁目304番1

1, 166. 43平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区出仲間四丁目

氏名 登載省略

公 告 第 1 9 号

平成27年1月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区野口三丁目1158番及び水路

957. 38平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区新生一丁目13番12号

有限会社 ハウスプラン熊本

代表取締役 西田 佳孝

公 告 第 2 0 号

平成27年1月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区御幸笛田八丁目718番、719番1

735. 45平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区良町二丁目

氏名 登載省略

公 告 第 2 2 号

平成 27 年 1 月 13 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区域城南町宮地字宮本 907 番 7, 978 番 2, 979 番 5, 982 番 3, 984 番 1
2, 599.14 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区小山一丁目
氏名 登載省略

公 告 第 2 3 号

平成 27 年 1 月 14 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区池上町字六反田 774 番、775 番 1、776 番
2, 000.47 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市西区上熊本一丁目 2 番 36 号
株式会社 SEED
代表取締役 坂本 篤史

公 告 第 2 4 号

平成 27 年 1 月 14 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区護藤町字小藤 1269 番 1、1272 番 1、1273 番 1、1274 番 2
806.71 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区護藤町
氏名 登載省略

公 告 第 2 5 号

平成 27 年 1 月 14 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を廃止したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

指定廃止の年月日	道路の位置	幅員 (m)	延長 (m)
平成26年10月16日	東区広木町110番1の一部、同110番3の一部、同110番4の一部、同108番1の一部、同108番5の一部、同108番6の一部	4.00	81.50
平成26年12月2日	中央区大江二丁目919、919-1、919-2、920-1、920-2、920-3、922-1、922-6、923-1、924-1	4.00	325.40

公 告 第 2 6 号

平成27年1月14日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定をしたので同法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

指定番号 熊本市指令（建指）	指定年月日	道路の位置	幅員 (m)	延長 (m)
第H26-018号	平成26年10月6日	西区上代三丁目37番4	4.02～ 4.54	45.80
第H26-020号	平成26年12月18日	東区若葉六丁目177番5	5.00	11.02
第H26-021号	平成26年12月8日	南区荒尾一丁目138番1、139番3、139番4、129番3、里道の一部	4.92～ 5.33	24.65

公 告 第 2 7 号

平成27年1月15日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、平成26年度熊本市農用地利用集積計画第10号を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

公 告 第 3 1 号

平成27年1月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区川口町字村中1086番1、1091番3、1092番3

498.98平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区川口町

氏名 登載省略

公 告 第 3 2 号

平成 27 年 1 月 15 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島西四丁目 3547 番 4、3547 番 5、3549 番 1、3549 番 5
756.33 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区水前寺六丁目 50 番 19 号
ファミリーステージ株式会社
代表取締役 加藤 龍也

公 告 第 3 3 号

平成 27 年 1 月 15 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市中央区出水八丁目 604 番 1、604 番 2
909.20 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区長嶺南八丁目 8 番 55 号
株式会社 アネシス
代表取締役 加藤 龍也

公 告 第 3 4 号

平成 27 年 1 月 15 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島西四丁目 3556 番 1、3556 番 2、3556 番 3、3556 番 6
874.04 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区長嶺南八丁目 8 番 55 号
株式会社 アネシス
代表取締役 加藤 龍也

中 央 区

中央区告示第 1 号

平成 27 年 1 月 8 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 12 月 18 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 淵 啓 子

以下、登載省略

南 区

南区告示第 1 号

平成 27 年 1 月 13 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 12 月 16 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市南区長 永 目 工 嗣

以下、登載省略

上 下 水 道 局

上下水道局告示第 1 号

平成 27 年 1 月 5 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成 27 年 1 月 5 日から 2 週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 27 年 1 月 5 日
- 2 下水を排除し、及び処理する区域
 - (1) 東部処理区
東区画図町大字重富、東区戸島西四丁目、東区佐土原二丁目及び東区戸島四丁目の各一部
 - (2) 西部処理区
西区上代十丁目、南区今町、南区砂原町及び南区八分字町の各一部
 - (3) 熊本北部流域下水道関連処理区
北区池田三丁目の一部
 - (4) 植木処理区
北区植木町植木の一部
 - (5) 城南処理区
南区城南町下宮地の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
前項に示す区域内
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称

- (1) 東部処理区
東区秋津町秋田 5 3 6 番
東部浄化センター
- (2) 西部処理区
西区沖新町 4 9 4 4 番 3 号
西部浄化センター
- (3) 熊本北部流域下水道関連処理区
北区鶴羽田町 1 2 番 1 号
熊本北部浄化センター
- (4) 植木処理区
北区鶴羽田町 1 2 番 1 号
熊本北部浄化センター
- (5) 城南処理区
南区城南町島田 4 3 8 番地
城南町浄化センター

上下水道局告示第 2 号

平成 2 7 年 1 月 7 日

次の者から給水装置工事業の廃止の届出があったので、熊本市上下水道局指定給水装置工事業業者規程（平成 1 0 年水道局規程第 5 号）第 1 0 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	廃止年月日
第 3 2 5 号	熊本市東区山ノ内一丁目 1 番 1 7 5 号 井設備 代表者 井 逸男	平成 2 6 年 1 2 月 2 6 日

上下水道局告示第 3 号

平成 2 7 年 1 月 7 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事業業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事業業者規程（平成 1 0 年水道局規程第 5 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 7 7 2 号	上益城郡益城町広崎 1 0 3 4 番地 2 株式会社井設備 代表取締役 井 政則	平成 2 6 年 1 2 月 2 6 日

第 7 7 3 号	熊本市北区植木町岩野 1 5 1 7 番地 1 星野工業 代表者 星野 洋一	平成 2 6 年 1 2 月 2 6 日
-----------	--	----------------------

教 育 委 員 会

教 委 規 則 第 1 号

平 成 2 7 年 1 月 9 日

熊本市教職員住宅管理規則を廃止する規則を公布する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

熊本市教職員住宅管理規則を廃止する規則

熊本市教職員住宅管理規則（平成 3 年教委規則第 2 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。